

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会 長野県との意見交換

日 時 平成 28 年 1 月 19 日（火） 13:30～

出席者 長野県

安藤嘉夫リニア整備推進局長、中山哲徳水大気環境課長 他 6 名

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会委員

町長 他 26 名

場 所 南木曾町役場 2 階大会議室

長野県への質問及び回答内容要旨

Q リニア計画に関する県の基本的な姿勢は。

A リニア中央新幹線は、全国新幹線整備法に位置付けられた事業であるが、唯一他の新幹線と違うのは事業主体が民間の JR 東海である。用地関係及び様々な課題の調整については、地方公共団体の努力義務が法律に記載されている。さらに、リニア中央新幹線の効果を広く長野県内に波及させることが県の義務、役割だと考えている。

公共事業に近いものであるが、民間の行う事業であり、事業者の経営判断や利益等の考え方が大きく違うため、県としても JR 東海の行動を注視し、必要な意見や要望を伝えている。

知事はベスト追求型と言っているが、単に基準に満足するだけでなく、影響を最小減にするとともに、最大限の効果が発現する姿勢を JR 東海に求めている。

Q リニア事業に関する責任の所在は。

A 原則的には事業主体である JR 東海が責任を負うため、さまざまな影響については JR 東海が十分な対応をとるのが当然と考えている。

Q 住民・自治体からの要望等に対応する相談窓口などの体制はどうなっているか。

A 本年度から飯田市内に「リニア整備推進事務所」を設置している。工事に伴う安全対策や環境問題など、事務所にお問い合わせいただければ、相談内容により関係部局との調整を行って対応していく。

Q 南木曾町からの発生土の仮置き場及び発生土置き場の考え方とその進捗状況は。

A 現在調整中。現段階で具体的に示せる状況ではない。

Q 工事用車両の通行に伴う対応について県としてどのように考えているか。

A JR 東海より具体的な工事計画が示され、その計画に基づいて環境や景観に及ぼす影響対策が具体的に示されたら、その対策の問題を把握して JR 東海に適切な対応を求めていることとしている。待避所の整備や運行時間の調整など現段階でも想定される取組については、JR 東海に求めてきている。

Q 尾越地区の非常口蘭川の氾濫原のある沢の出口付近に位置している。河川管理上この位置は適切と考えているか。

A JR 東海から正式にまだ協議がない状況。協議を受けた段階で、河川管理者として対応を検討していくことになると考えている。

Q 尾越の非常口に渡る蘭川の永久橋の架設について、当初から要望しているが、JR 東海としては永久橋の架設については当面は架ける意思がないと感じた。また、架設する場合には自治体負担を求めるとの話があったが、県はこれについてどう考えるか。

A 南木曾町として地域の要望への対応を JR 東海にさせる努力はするということであり、県としても国道 256 号の道路管理者、蘭川の河川管理者は県であるため、手続きにあたってはある程度の地域の合意が必要だという認識を持っている。

また、工事に必要な機能以上を求める場合については、自治体の負担が生じるケースもあると考えている。

Q リニア中央新幹線の建設を契機とする産業及び観光の振興の検討について具体的にどの程度進んでいるか。

A 昨年4月にJR東海と結んだ基本合意に基づき、地元業者の活用や地元資材の利用など、工事を契機とした地域振興に関する取組みについて調整等を行っている。基本合意は総花的であるため、沿線の市町村には具体性が出てきた段階で、具体的な内容によりJR東海と協議をしていただきたい。

地域振興の取組みについてはホームページを活用した情報発信や工事見学会の開催などを考えているが、地域の要望があればそれに基づいて対応していきたい。県としては工事の影響を最小限にして、チャンスを活かして最大限の利益を確保するよう努力していきたい。

また、県は一昨年の10月にリニア関連道路の整備予定箇所を公表しているが、木曽川右岸道路の全域が整備を検討する対象となっている。

Q 10年間の工事用車両の運転者、工事関係者の休息の場や観光振興の観点から県として「道の駅」を設置する考えはないか。

A どんな所で作れるか、また、ある程度の収益がでないと維持管理も難しいところがある。地域や町の関係部局と調整をしながら進めることになろうかと思うが、現在具体的な話はなく、今後の課題だと思っている。

様々なご提案いただければと考えている。

Q 地域とJR東海との文書での確認についてはどう考えるか。

A JR東海とは具体性を持って話し合いをすることが一番重要。地域との丁寧な合意形成を図ることを、地域と一緒にあって県でも要望していきたい。

Q トンネル工事、進入路等の関係用地について、県が所有者と具体的に用地交渉することになるか。

A JR東海と結んだ協定で、本線に密接にかかわる用地を県が担当することとなっている。一体的に対応することによって地域の皆さんに不平等がないような対応を考えている。具体的なエリアについては、ケース・バイ・ケース。

Q 山岳トンネルにおいて、地上から 30m以上深いトンネルの真上の地権者が通過に同意しない場合、扱いはどうなるのか。

A 区分地上権が及ばない範囲の地権者への対応や借地に係る対応など、個別の状況の判断が必要であり、市町村及び関係者の意見を伺ったうえで対応することが必要であると考えている。

特に区分地上権については、個人で開発できる深さがそれほど深くないということで概ね 30mが一般的であるが、井戸等に必要の場合はケース・バイ・ケースだと考えている。

Q JR 東海は環境影響評価書は地域に対する公約と説明しているが、十分な約束事が網羅されていると判断しているか。

A 県としては評価書について評価書段階における事業計画に基づき必要な対応はなされているものと考えている。今後、知事意見に基づき環境保全のための具体的な対策が県に報告されることになっており、必要な場合については、技術委員会で審議を行い、事業者に必要な措置が講じられるよう関係町村と連携して対応していく。

Q 清内路峠の活断層や地中に高濃度で分布される放射性物質への対応についてどう考えているか。

A 知事意見においても、今後新たな環境影響が判明した場合は、県に報告するとともに、必要な環境保全の措置の実施を求めるとしており、これにより対応することになると思われる。

Q 妻籠水道水源保全地区での工事に対する水資源の保全措置をどのように取らせるか。

A 長野県水環境保全条例に基づいて、JR 東海から妻籠水道水源保全地区内の工事に関する事前協議を受理した後、南木曾町長及び環境審議会の意見を聴取し、同意をするかどうかの判断をする。環境審議会では地下水や地質の学術経験者等により構成される専門委員会を設置して、工事による水道水源への影響や同意する際の条件を検討する。現在は JR 東海から具体的に協議はなされていない。

Q リニア事業に関する地域振興について南木曾町はメリットがあまりない。県としてはメリットがなかなか見えない地域に対してどのように考えているか。

A リニアが通ることによって必要となる地域の環境整備を進めるといったスタンスである。また、全体的なメリットを受けることによって、間接的には地域に返っていくというように考えている。

Q 環境影響評価書の検証や見直しは行うのか。

A 環境影響評価法に基づいて、本線の位置等が動いた場合については、評価書をやり直すという手続きになる。その他、事後調査の結果を踏まえて必要に応じて環境保全措置の見直しが行われる。

Q 長野県と JR 東海との確認書の中で、JR 東海と地元との文書での確認についての記載があるが、工事用車両の運行等に限定した文書の合意という範囲にしか見えない。南木曾町で JR 東海に要求している協定書も含まれているのか。

A 確認書の中では、前段で間口を絞ることなくと記載しており、県としてはそのように対応すべきものと考えている。

内容について具体性がないものについては議論がしにくいいため、具体性が出た段階で JR 東海と議論していくことになると考えている。

Q JR 東海は完成後の非常口の利用方法を示さない。利用形態が分からない中では地元からの取り付け道路等の交渉に影響が出る。JR 東海とどのような話になっているか。

A 今のところ、斜坑については非常口として利用したいと聞いているが、具体的な計画の中で JR 東海は検討中であると思う。ただ、将来的な利用方法と工事用の道路は切り離して考える必要があると思っている。

Q 発生土置き場決定のタイムリミットはあるのか。

A 供用を開始する 2027 年から逆算するという話しか聞いていない。2027 年供用という

ことで全ての計画を JR 東海が作っており、県もそれに基づいて調整している。

Q 県の大鹿発電所について JR 東海が水利権や水源などの影響について考え方を話し始めているとのことだが、どのような話をしているか。

A 減水すると発電量が落ちるため、どのような形で補償するのかということについて、様々な意見を県企業局と JR 東海とで調整しているところである。

Q トンネル内での湧水は、長野県から岐阜県側に出ていく可能性があることについて、どのように考えているか。

A 水が出てきた状況の中で、水をどうすることが一番地域にとっていいことか、という観点で考えるべきだと思っている。

Q 南木曾町には妻籠水源だけでなくトンネルの真上には簡易水道の水源が2つある。保全に関して妻籠水源で行う手法、他の水源にも適用していくという考え方はあるか。

A 水道水源保全地域に指定されていない水道水源については、条例と同じような手続きをとることにはならない。ただし、重要な水源であるため、JR 東海に対して水源への影響について、県としても話をしていく必要があると考えている。